回　覧　令和６年１２月１５日（三股町）代表☎：５２－１１１１

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分　類】	【No.】	【内　容】
〈募　　集〉	1	◆「住教育セミナー」の受講者を募集します
〈お知らせ〉		◆令和7年　三股町消防出初式が開催されます
	2	◆上米公園パークゴルフ場は正月2日から営業します
	3	◆第8回みまたん霧島パノラマまらそん開催日に交通規制を行います
	4	◆オレンジカフェ「縁がわ」で相談・雑談しませんか？
	5	◆償却資産申告書（固定資産税）を送付します
		◆付加保険料の上乗せ納付で受け取る年金額を増やせます
	6	◆寒くなったら水道管の凍結にご注意ください
	7	◆「第16回 新春あいさつ会」に参加しませんか
		◆「殿岡生活改善センター」を利用してみませんか？
	8	◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています
	9	◆家内労働（内職）情報をお知らせします

◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

３つの「無料化」の実現を目指そう!!

- ●３歳未満児の「保育料」
- ●町小中学校の「給食費」
- ●高校生までの「医療費」

町ふるさと納税インスタグラム　町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、**本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願い**します。

ふるさと納税推進室

【分　類】	【No.】	【内　容】
〈保健と福祉〉	9	◆「障害者控除対象者認定書」交付のお知らせ
（高齢者）	10	◆高齢者のおむつ代の医療費控除に関する「おむつ代に係る医療費控除確認書」交付のお知らせ
〈農林畜産業関連〉		◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
〈相　　談〉	11	◆「行政相談」を実施します
		◆「人権相談」を実施します
	12	◆「消費生活無料法律相談」を実施します
		◆「無料法律相談」を実施します
		◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

防災無線の放送内容が『フリーダイヤル』で確認できます！

フリーダイヤル　☎ 0120－71－1417　☎ 0120－71－1418

※以前の番号から変更となりましたのでご注意ください。また、どちらの番号でも同じ内容が流れます。

「よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい」、「発令された避難情報を確認したい」という人は、電話で音声確認できます。フリーダイヤルのため、通話料金は発生しません。また、 防災ポータルサイトでは文章で確認ができます。

三股町防災ポータルサイトはこちらから

防災無線の内容以外にも防災情報を発信しています。

【電話で確認する際の注意】

- ✆ 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ✆ 放送内容を、当日のみ確認できます。
- ✆ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。
  ※少し時間をおいて、かけなおしてください。

【お問い合わせ】　総務課 危機管理係
☎５２－１１１０（直通）

募　集

◆「住教育セミナー」の受講者を募集します

少子高齢化の進行やライフスタイルの変化などに伴い、空き家は増加傾向にあります。町では次のとおり住教育セミナーを実施し、空き家に関する諸問題や知識の普及を図り、管理不全な空き家の増加抑制につなげたいと考えています。また、セミナー終了後、希望者を対象に個別相談会を開催します。空き家を所有している人、相続予定の人や関心のある人はぜひご参加ください。

■開催日時 ＝

令和7年1月11日（土）

セミナー　　午後1時～3時

個別相談会　午後3時～5時

■内　　容 ＝

第1部　～実家を空き家にしないために～人の終活・家の終活

第2部　住教育で共に三股町の未来を考える

■講　　師 ＝

（一社）全国古民家再生協会宮崎県連合会会長・空き家アドバイザー

■場　　所 ＝

町役場　4階第1・2会議室

■申込方法 ＝

電話またはインターネットから事前にお申し込みください。

席に限りがあるため定員に達し次第締め切ります。

三股町住教育セミナー
申し込みはこちら

★お申し込み・お問い合わせは、

都市整備課　建築係（2階　③番窓口）

☎：52－9066（直通）にお願いします。

お知らせ

◆令和7年　三股町消防出初式が開催されます

新春恒例行事の消防出初式を次のとおり開催します。

なお、当日は消防出初式に先立ち、消防団車両によるパレードも実施しますので、住民の皆さんには、消防出初式の開催趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いします。

開　催　日	開始時刻	会　　場
令和7年1月12日（日）	午前8時30分	町ふれあい中央広場 （町立文化会館西側）

■令和7年三股町消防出初式パレード経路図

パレード開始時刻 ： 午前7時10分　町役場出発　※小雨決行

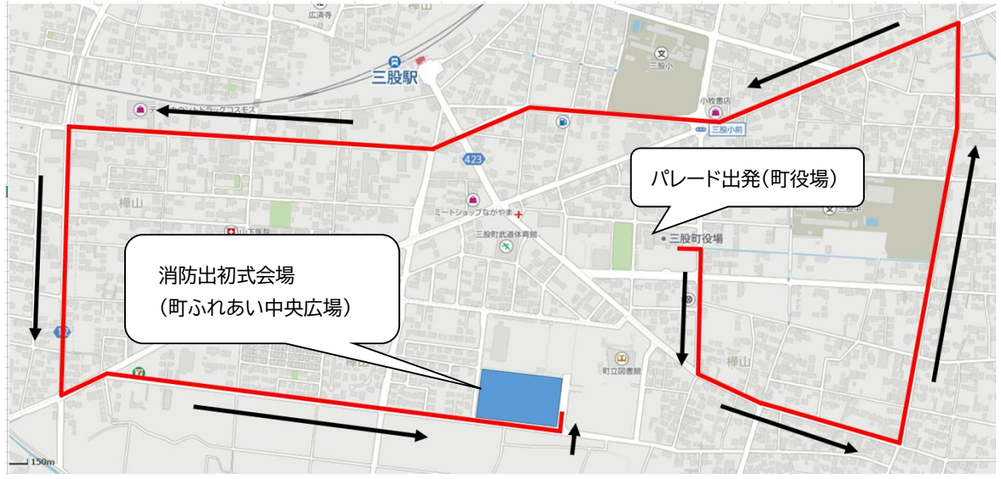

★お問い合わせは、

総務課　危機管理係（2階　②番窓口）

☎：52－1110（直通）にお願いします。

◆上米公園パークゴルフ場は正月2日から営業します

上米公園パークゴルフ場は、年末は12月28日（土）まで、年明けは1月2日（木）から営業します。

お正月休みに家族や友達を誘って、パークゴルフで楽しく健康的な一年のスタートを切りましょう！

皆さんのご来場をお待ちしています。

■年末年始の営業日と利用料金 ＝

<table>
<tr><td rowspan="9">営業日
（営業時間）</td><td rowspan="3">12月</td><td>29日（日）</td><td rowspan="4">年末年始休業日</td></tr>
<tr><td>30日（月）</td></tr>
<tr><td>31日（火）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">1月</td><td>1日（水）</td></tr>
<tr><td>2日（木）</td><td rowspan="4">午前9時～午後5時</td></tr>
<tr><td>3日（金）</td></tr>
<tr><td>4日（土）</td></tr>
<tr><td>5日（日）</td></tr>
<tr><td>6日（月）</td><td>定休日</td></tr>
<tr><td>利用料金</td><td colspan="2">高校生以上：500円
中学生　　：200円
小学生以下：無料</td><td>※クラブ・ボール代含む
※消費税込み</td></tr>
</table>

※1月の半額の日は9日（木）です。

※運動靴、帽子をご準備ください。

※小中学生は保護者の同伴をお願いします。

※7日（火）以降は通常どおりの営業となります。

■パークゴルフ場によくあるお問い合わせ（Q&A） ＝

Q. パークゴルフ場の場所はどこですか？

A. 桜の名所として知られている上米公園の敷地内にあります。
とんがり屋根のクラブハウスが目印です。

Q. コースはいくつありますか？

A. 3コース（27ホール）の日本パークゴルフ協会の認定コースです。

Q. 誰でもできますか？

A. 歩いてプレーできる人なら誰でも利用可能です。

Q. 道具は必要ですか？

A. クラブ・ボールは無料で貸し出しを行っていますが、持ち込みも可能です。
また、芝生保護のため運動靴でのプレーをお願いします。

Q. 飲み物は必要ですか？

A. クラブハウス内に温かいお茶と冷たい水が出るティーサーバー（無料）があります。
また、飲み物の自動販売機もあります。

Q. ダイエットできますか？

A. 1コース（9ホール）プレーすると歩数約1200歩、およそ20分の運動になります。
自然の中で芝生の上を歩き、ストレス解消にもなる有酸素運動です。

Q. 食事はできますか？

A. 場内で食事の提供はしていませんが、屋外休憩所で各自持ち込みのお弁当などの食事はできます。

Q. 1人でもできますか？

A. 4人以下でプレーするようになっているので1人でも大丈夫です。
また、他の来場者と一緒にプレーすることもできます。

Q. 予約は必要ですか？

A. 団体利用（20人以上）の場合は、事前に予約をお願いします。
個人利用の場合、予約は必要ありません。

★お問い合わせは、
上米公園パークゴルフ場　☎：51-2570　にお願いします。

◆第8回みまたん霧島パノラマまらそん開催日に交通規制を行います

■開 催 日 ＝ 令和7年1月26日(日)
■規制時間 ＝ 午前9時～正午
■会　　場 ＝ 町立文化会館(スタート・ゴール)

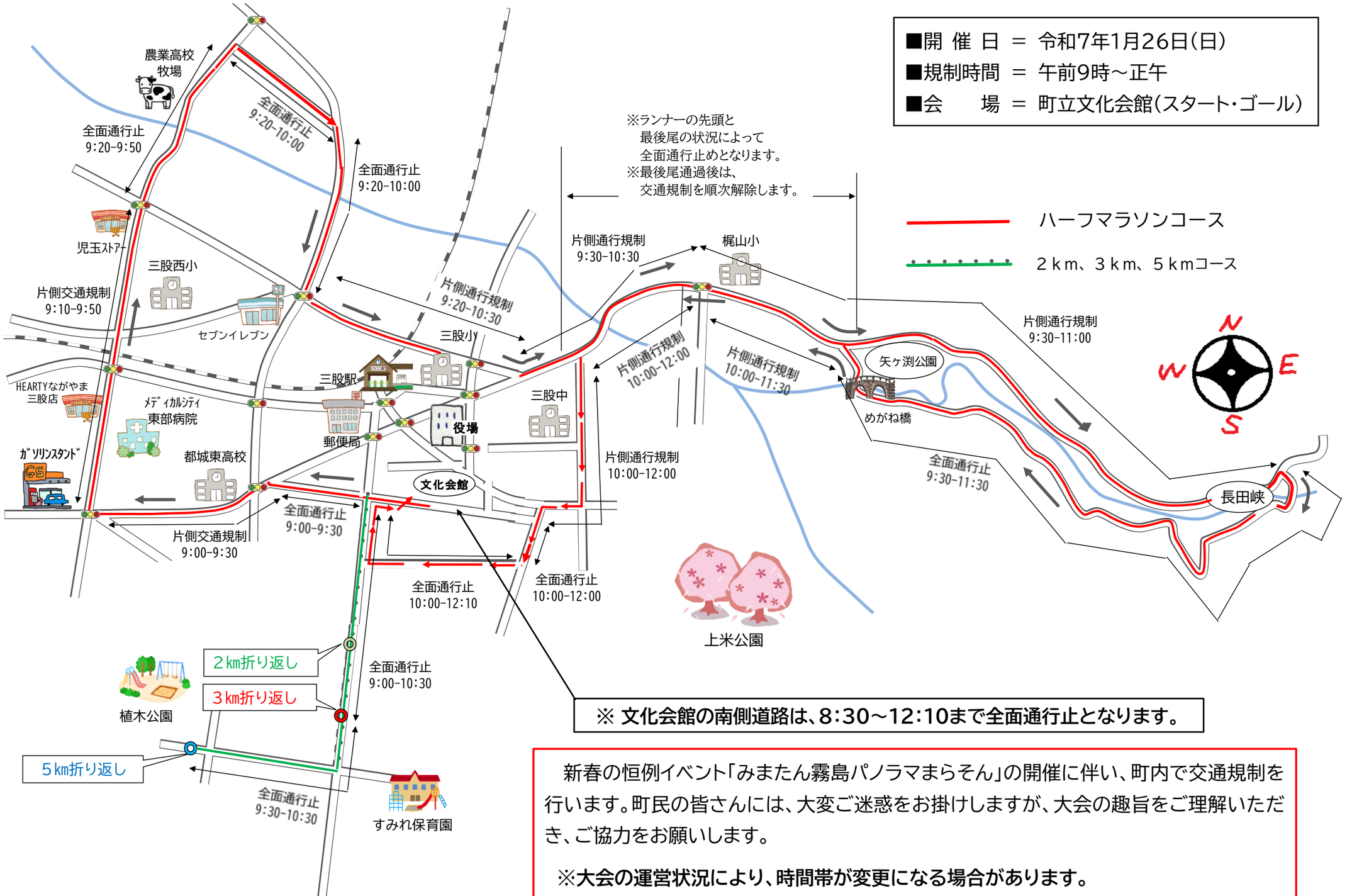

※ 文化会館の南側道路は、8:30～12:10まで全面通行止となります。

新春の恒例イベント「みまたん霧島パノラマまらそん」の開催に伴い、町内で交通規制を行います。町民の皆さんには、大変ご迷惑をお掛けしますが、大会の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

※大会の運営状況により、時間帯が変更になる場合があります。

★お問い合わせは、みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会事務局(教育課　スポーツ振興係) ☎:52－9312(直通) にお願いします。

特別コラボ企画

パノラマまらそん×よかもん朝市

日時：1月26日日 (日)

午前 8 時～午後 1 時

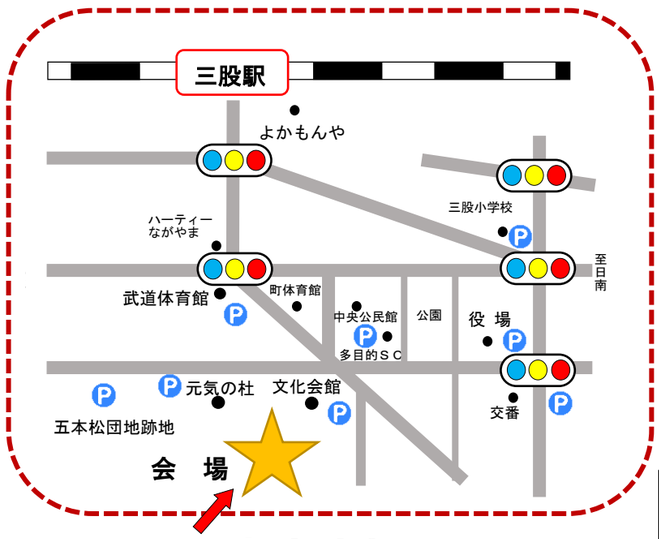

ふれあい中央広場

町物産館よかもんやのキャラクター
んじゃ様

みまたん霧島パノラマまらそん（合計1，702人）

種　　目	スタート時間	エントリー数
ハーフマラソン	午前 9 時 10 分	935人
2Km（小学生）	午前 9 時 15 分	198人
2Km（ファミリー）	午前 9 時 17 分	227人
3km（中学生以上）	午前 9 時 25 分	139人
5km（中学生以上）	午前 9 時 35 分	203人

よかもん朝市出店一覧

青葉食堂　あんぱさんど　おいし荘
お持ち帰り処すがや　柿の葉すし
カリー専門店トプカ　がんばっど山王原
桜結　サンケイ商事　さんちゃん亭
炭乃家　炭火焼 Gong　商工会女性部
商工会青年部　中村食肉　ナンバー食品
能勢どんの店　パン・マルシェ　美香園
森の雫　よかもんや　※50 音順

【キッチンカー】
Café Shimizu　工房よしむら
つちっこ kitchen　よしむら企画
計２５店舗出店予定
※出店は、予告なく変更になる場合があります。

当日、会場内は多くの人出が予想されます。
車で来場する場合は、係員の指示に従って駐車してください。

★お問い合わせは、
みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会事務局（教育課 スポーツ振興係）
☎:52－9312（直通）にお願いします。

◆オレンジカフェ「縁がわ」で相談・雑談しませんか？

「この間も買ってたのに、また同じものを買ってる…」
「なるべく怒らないようにしたいけど、つい怒ってしまう…」など、もやもやしたり、ため息をついたりしていませんか？
ちょっと一息つきたい人、認知症のある人との関わり方に戸惑っている人、あなたのお話をお聞きします。
相談は無料ですが、予約が必要です。気軽にご連絡ください。

期　　日	令和7年1月9日（木）　※毎月第2木曜日
時　　間	午後1時30分～4時30分 ※相談時間はおおむね1人45分程度
場　　所	CO－MEKING（コ メーキング） SPACE（スペース） COME（コメ） 三股町大字樺山3151番地1
内　　容	専門職や認知症の介護経験のあるサポーターが日ごろの出来事や悩みなどをお聞きします。
申込方法	予約制です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町地域包括支援センター（高齢者支援課内）
☎:52-9063（直通）にお願いします。

◆償却資産申告書(固定資産税)を送付します

地方税法の規定により、町内に償却資産を持っている人は、毎年1月1日現在の状況を申告する必要があります。

該当する償却資産の所有者に対して、申告に必要な書類を12月末までに送付しますので、必要事項を記入して、令和7年1月31日(金)までに資産税係に提出してください。

○償却資産申告書への押印は不要です。

○償却資産申告書には、マイナンバー(個人番号・法人番号)を記載してください。

○太陽光発電設備を設置している場合も償却資産の申告が必要です。
ただし、個人については、10キロワット未満の場合は申告の必要はありません。

○先端設備等導入計画の認定を受けて取得した新規設備がある場合、申告書備考欄と種類別明細書の摘要欄に“先端設備特例”などの記入をし、関係書類を添付してください。

○新規に申告するために申告書類が必要な場合は、資産税係に連絡してください。

【償却資産とは・・・】
土地や家屋以外で、事業用の資産のうち減価償却費が法人税法や所得税法の規定で所得を計算したときに、損金または必要な経費に算出されるもの。
例えば、会社や個人事業主が、事業のために使用する構築物、機械や器具、備品などのことです。

★お問い合わせは、税務財政課　資産税係(1階　⑤番窓口)
☎:52－9636(直通)にお願いします。

◆付加保険料の上乗せ納付で受け取る年金額を増やせます

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(自営業者・農林漁業者・学生・無職の人など)や国民年金に任意加入している人は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する老齢基礎年金の額を増やすことができます。

【定額保険料】(いずれも月額)
令和6年度:1万6,980円　令和7年度:1万7,510円

■納めることができる人 ＝
○国民年金第1号被保険者
○任意加入被保険者(65歳以上の人を除く)
○現在、免除、納付猶予や学生納付特例の認定を受けていない人

■付加保険料の月額 ＝ 400円

■老齢基礎年金を受け取るときに加算される額(付加年金額) ＝
支給される付加年金の年額は、**200円×付加保険料納付済月数**

例)付加保険料を60カ月納めた場合
納付した付加保険料　400円×60カ月分＝ 2万4,000円(総額)
受け取る付加年金額　200円×60カ月分＝ 1万2,000円(年額)
2年以上の年金受給で、納めた付加保険料よりも多く受け取れます!

※付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。
※国民年金基金に加入中の人は付加保険料を納付することができません。
※付加年金のみの加入はできません。

付加保険料の納付を希望する人は、年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバー(個人番号)が分かるもの、本人確認書類(運転免許証など)を持って、国保年金係または都城年金事務所へお申し込みください。

★お問い合わせは、
町民保健課　国保年金係(1階③番窓口)☎:52－9631(直通)
または、都城年金事務所　☎:23－2571(代表)にお願いします。

◆寒くなったら水道管の凍結にご注意ください

■凍結に注意 ＝

気温が氷点下４℃以下になると、水道が凍結しやすくなります。屋外、北側で日が当たらない場所にある水道管や、露出している水道管などは、特に注意が必要です。自宅の水道は大丈夫でしょうか？天気予報に注意して、水道管を凍結から守りましょう。

■凍結を防止するには ＝

〇少しだけ水を出しておく

水道代が気になる人もいると思いますが、少しずつであればそれほど金額は大きくありません。水道管が破損して修理する方が、お金がかかります。

〇水道管に保温材（布や毛布でも代用可）を巻き、その上からビニールテープなどを巻くと効果があります。

※布や毛布が濡れると逆効果になるので注意してください。

■凍結で水が出ないときは ＝

〇自然に溶けるまで待つ

〇凍った箇所にタオルなどを巻き付けて、ぬるま湯をゆっくりとかける

※熱湯をかけると水道管が破裂する可能性があります。

〇ドライヤーの温風を当てる

■水道管が破裂したら ＝

水道管が破裂した場合は、メーターボックス内の止水栓を閉めて、町指定給水装置工事事業者に修繕を依頼してください。

※町内給水装置工事事業者は町公式サイトで確認できます。

不明な点は上水道係までお問い合わせください。

町公式サイトはこちら

■三股町指定給水装置工事事業者一覧表 ＝

No	事業者名	代表者名	事業者住所	電話番号
1	システムメンテナンス	吉川　正好	蓼池877番地7	52-4643
2	加治屋設備	加治屋　康弘	蓼池2873番地	27-7084
3	橋口建設	橋口　祐一	蓼池2338番地9	52-9720
4	曙建設　㈱	甲斐　知美	宮村2774番地21	36-6391
5	綿屋設備	綿屋　利洋	樺山5046番地12	090-6294-3247
6	㈲　木佐貫設備工業	丸谷　隆満	樺山4672番地	52-5574
7	㈲　才田工務店	才田　正弘	樺山4454番地6	52-2305
8	㈱　木佐貫建設	木佐貫　雄一	樺山4185番地7	52-2143
9	合同会社　大和設備	大村　和美	樺山3628番地2	52-6930
10	柳井設備	柳井　利和	樺山3247番地2	090-5741-5237
11	㈱　大和組	中原　康憲	樺山3168番地4	52-2215
12	大村設備	大村　光彦	樺山2992番地	090-3327-4101
13	㈱　真和産業	和田　　昇	樺山1592番地6	52-0618
14	㈲　野元設備	野元　俊英	花見原8番地11	52-2460

★お問い合わせは、環境水道課 上水道係（2階 ④番窓口）

☎:52-9081（直通）にお願いします。

◆「第16回 新春あいさつ会」に参加しませんか

町商工会では「まちの活力は、ひとの交流から」をテーマに、本町の活性化と住みよいふるさとづくりに貢献するため、行政や関係団体をはじめ、広く町民の皆さんにも参加していただく交流会（懇親会）を町と共同で開催します。ぜひ気軽にご参加ください。

期　　日	令和7年1月5日（日）
時　　間	午後1時～3時
場　　所	町武道体育館（五本松13－4）
参 加 費	1人当たり3，000円（飲食費）
申し込み先	町商工会（樺山4421－22） ※三股駅東側、「町物産館よかもんや」の裏
申し込み方法	町商工会窓口にて、参加費を添えてお申し込みください。 ※お申し込み後のキャンセルは参加費の返金ができません。ご了承ください。
申し込み 締め切り	12月25日（水）　午後5時まで

★お問い合わせは、
町商工会　☎:52－2226　にお願いします。

◆「殿岡生活改善センター」を利用してみませんか？

令和7年4月1日から令和8年3月末までのセンター利用予約受付を令和7年1月23日（木）から開始します。

■受付場所　＝　殿岡生活改善センター（餅原1011番地5）
※予約受付は、センターに来た人から順次対応します。
電話での予約受付も可能ですが、センターに来た人を優先で対応します。

■受付時間　＝　午前8時30分～

【殿岡生活改善センターでできること】
○殿岡生活改善センターでは、手作りの“みそ”、“めんつゆ”や“郷土菓子”などを作ることができます。
○また、施設内には、大会議室や和室もあり、研修会や勉強会などにも利用できます。
【作ることができる加工食品の例】
・みそ　・めんつゆ　・すしの具　・ドライカレー　・麻婆の素　・ふくれ菓子
・かるかん　・たけのこ真空包装　など
【注意事項】
①みそ加工は6人以上、めんつゆ作りは4人以上のグループで利用してください。
②殿岡生活改善センターで加工したものは販売できません。

■利用時間　＝　午前8時30分～正午、
午後1時～4時30分
（後片付け・事務処理時間を含む）

■休 館 日　＝　土曜・日曜・祝日、年末年始
※機械点検のため、利用できない日があります。

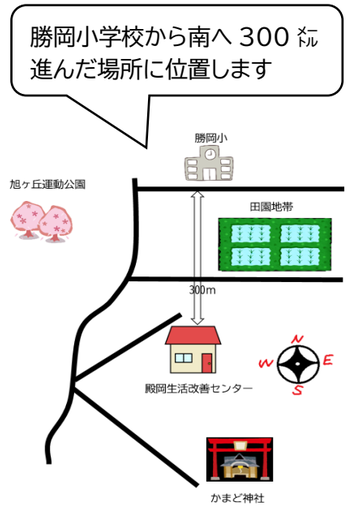

★お問い合わせは、
殿岡生活改善センター　☎:52－7234　または、
農業振興課　農政企画係（3階　③番窓口）
☎:52－9086（直通）にお願いします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 ＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです(設置する前に、申請が必要です)。

■補助対象装置 ＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 ＝

①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
②町税などを滞納していない人
③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 ＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1，000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 ＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

①見積書の写し
②申請者名義の自動車検査証の写し
③滞納のない証明書
④運転免許証の写し
⑤その他町長が必要と認める書類

◎制限運転をはじめましょう～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、 総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)
☎:52－1110(直通)にお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターに気軽にお問い合わせください。電話での相談も受け付けています。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わることがあります。

令和6年11月25日現在

仕事の内容	委託地域	工　賃
ソックスかがり、ニット帽かがり	三股町、都城市、 小林市内一部地域	1ダース12(24枚) 400円～450円
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個　10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個　0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本　4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反　2万円～4万5千円

◎事業所へ　・・・　内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています。

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所 在 地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL／ファクス	25－0300
受 付 日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休み)
受付時間	午前9時～正午、午後1時～5時

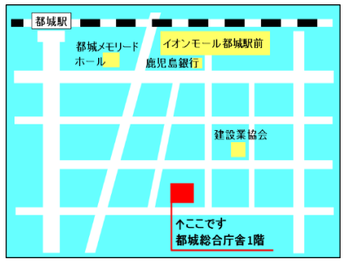

にお願いします。詳しい情報は、宮崎　内職　で　検索　してください。

保健と福祉(高齢者)

◆「障害者控除対象者認定書」交付のお知らせ

障害者手帳を持っていない65歳以上の高齢者でも、町が発行する「障害者控除対象者認定書」を確定申告の際に添付することで、所得税および町・県民税の障害者控除を受けられる場合があります。

対象者は、障がいの程度が障がいのある人に準ずるものとして町の要介護認定を受けている人や、要介護認定を受けていない場合でも、町の調査の結果、6カ月程度以上寝たきりの状態で、食事・排便などの日常生活に支障があると認められる人です。

認定書の交付には申請が必要ですので、介護高齢者係で手続きを行ってください。

※所得税および町・県民税が非課税の人は申請する必要はありません。

※要介護等認定者が一律に障害者控除の対象者となるわけではありません。

★お問い合わせは、

高齢者支援課　介護高齢者係(1階　⑦番窓口)

☎:52-9062(直通)にお願いします。

◆高齢者のおむつ代の医療費控除に関する「おむつ代に係る医療費控除確認書」交付のお知らせ

おむつ代は、通常医療費控除の対象にはなりませんが、要介護認定を受けている人で、傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりの状態であり、医師による治療のもとで使用が必要であると認められる場合には、確定申告などで医療費として申告することができます。その場合、「医療費控除の明細書」とともに「おむつ使用証明書」か「おむつ代に係る医療費控除確認書」を提出する必要があります。高齢者支援課では「おむつ代に係る医療費控除確認書」の交付と「おむつ使用証明書」の申請書の提供を行っております。

■おむつ代に係る医療費控除確認書

この証明書は、町が保有する介護保険要介護・要支援認定に関する主治医意見書で以下の要件を満たす人に対して町長が交付するものです。希望する人は介護高齢者係に交付の申し出をしてください。おむつ代の申告が1年目か、2年目以降かで対象となる主治医意見書が変わります。

○1年目の人

主治医意見書は、おむつを使用したその年に受けていた要介護認定、および当該認定を含む複数の要介護認定の有効期間（おむつを使用したその年以降のものに限る）の合計が6カ月以上となるものの審査にあたり作成されたものが対象です。

※有効期間が連続しているものに限ります。

○2年目以降の人

主治医意見書は、おむつを使用したその年に作成されたもの、もしくはおむつを使用したその年に主治医意見書が作成されていない場合は、その年に現に受けていた要介護認定（有効期間が13カ月以上のものに限る）の審査にあたり作成されたものが対象です。

※令和5年以前に使用したおむつ代の申告については取り扱いが異なります。
詳しくは介護高齢者係までお問い合わせください。

★お問い合わせは、 高齢者支援課　介護高齢者係（1 階　⑦番窓口）
☎：52-9062（直通）にお願いします。

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

新型コロナウイルス感染終息に伴う海外からの往来が増え、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザといった家畜伝染病の発生の危険性が高まっています。これら家畜伝染病のうち、12月3日に児湯郡内の肉用種農場において、高病原性鳥インフルエンザが発生しました。また、豚熱、ランピースキン病も、今シーズンすでに国内で発生しており、発生農場の経営に多大な損失が生じています。

畜産農家におかれましては、伝染病への防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《　次のことを守りましょう　》

① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62－5151）に連絡しましょう。

※畜産農家向けの消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

★お問い合わせは、農業振興課　畜産振興係（3階　③番窓口）
☎：52－9088（直通）　にお願いします。

相　談

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、お気軽にご相談ください。

期　　日	令和7年1月6日（月）	令和7年1月20日（月）
相談委員	屋敷（やしき）　和久（かずひさ）	西留（にしどめ）　文夫（ふみお）
時　　間	午前10時～正午	
場　　所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

★お問い合わせは、
総務課　行政係（2階　②番窓口）
☎：52－1112（直通）にお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、お気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談　＝

期　　日	令和7年1月7日（火）
時　　間	午前10時～午後3時
場　　所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	大隣（おおとなり）　雅春（まさはる）　、　桒畑（くわはた）　実余子（みよこ） ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談　＝

日　　時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場　　所	宮崎地方法務局　都城支局 （都城合同庁舎5階相談室）
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

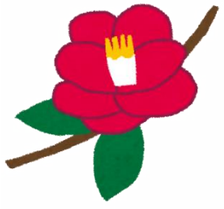

★お問い合わせは、
・特設人権相談　＝　総務課　行政係（2階　②番窓口）
☎：52－1112（直通）
・常設人権相談　＝　宮崎地方法務局都城支局
☎：22－0490　にお願いします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期　　日	【都城市】令和7年1月24日（金）
時　　間	【都城市】 午後1時～4時
場　　所	【都城市】 消費生活センター（都城市役所北別館2階）
内　　容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です（個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外）。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター　☎:52－0999
都城市消費生活センター　☎:23－7154　にお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜に「法律相談」を実施しています。

期　　日	令和7年1月15日（水）
時　　間	午後1時30分～4時30分
場　　所	町総合福祉センター「元気の杜」
内　　容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方　法	相談は予約制です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会　☎:52－1246　にお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。
また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜（祝日は除く）
時　　間	午前9時～午後5時
場　　所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会　☎:52－1246　にお願いします。